

○海津市広報紙広告掲載要綱

平成18年3月22日

告示第23号

改正 平成19年3月23日告示第20号

平成22年7月29日告示第76号

平成23年1月31日告示第10号

平成24年3月14日告示第47号

平成26年2月13日告示第14号

令和元年7月3日告示第77号

令和3年2月17日告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、海津市が発行する広報紙「市報かいづ」(以下「市報」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的及び範囲)

第2条 「市報」は、広告を掲載することができるものとする。ただし、「市報」に掲載できる広告は、市の広報紙としての品位を妨げないもので、市の新たな財源確保となり、また市民の身近な場所での生活情報提供及び市の活性化に資することを目的とするものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 法令及び条例並びに規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 青少年の健全育成にふさわしくないもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (6) 誇大又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの、又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告の主体及び責任の所在が不明確なもの

(9) その他前各号に属さないもので、市長が市の広報紙に掲載する広告として適正でないと認めるもの

(掲載の規格等)

第3条 広告は2色刷で、1枠当たりの大きさは、縦45ミリメートル横85ミリメートルとし、1/2頁の大きさは、縦135ミリメートル横170ミリメートルとする。

2 広告の掲載は1広告主について「市報」1号につき1枠又は2枠若しくは1/2頁とする。

3 広告の掲載は、紙面により枠数を調整できるものとする。

4 広告を掲載する頁及び場所については、市長が決定するものとする。

(広告掲載の申込)

第4条 「市報」に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という)は、掲載を希望する「市報」の発行月前月の5日(土・日曜日、祝日の場合は休み明けの平日)までに「市報かいつ」広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする原稿を添付して市長に提出するものとする。この場合、同じ年度内(5月号から翌年4月号)で最大12か月以内の掲載計画がある場合は、事前に申し込みをすることができる。

(掲載の可否及び決定)

第5条 市長は前条の申込書の提出があったときは、第2条の規定に照らし合わせ速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により可否を決定した場合は、「市報かいつ」広告掲載許可(不許可)通知書(様式第2号)により速やかに「申込者」に通知するものとする。また、第4条により複数月の掲載申し込みをした「申込者」には、次項に基づき掲載を決定するため、月毎に通知を行うものとする。

3 第3条第3項の規定により枠数を調整する場合の優先順位は、次の表のとおりとする。ただし、複数の「申込者」が同一順位になった場合は、市長の判断により決定するものとする。

優先順位	判断基準
1番	当該年度における申し込みが初回の「申込者」のうち、市内に事業

	所等を有するもの
2番	当該年度における申し込みが2度目以上の「申込者」のうち、市内に事業所等を有するもの ※回数の少ないものを優先する
3番	当該年度における申し込みが初回の「申込者」のうち、市外に事業所等を有するもの
4番	当該年度における申し込みが2度目以上の「申込者」のうち、市外に事業所等を有するもの ※回数の少ないものを優先する

(「申込者」の責務)

第6条 広告の内容に関する責務は、「申込者」が負うものとする。

2 「申込者」は、広告掲載の権利を他に譲渡することができない。

(広告掲載の取消)

第7条 市長は次の場合は広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 「申込者」が広告掲載料金を納入期限までに納入しないとき。
- (2) 「申込者」又は広告内容が不相当と判断した場合

(掲載料金及び納入方法)

第8条 広告の掲載料金は、次表のとおりとする。

掲載規格	掲載料金
1枠(縦45ミリメートル横85ミリメートル)	7,850円
2枠(縦45ミリメートル横170ミリメートル)	15,700円
1/2頁(縦135ミリメートル横170ミリメートル)	39,250円

2 「申込者」は、前項の掲載料金について当該広告を掲載すべき「市報」の発行日前の市が指定する期日までに、第5条2項に規定する「市報かいづ」広告掲載許可通知書とともに発行する納入通知書により納付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料金は、原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(1) 「市報」の編集上、市の都合により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 市長が正当な事由があると認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月29日告示第76号)

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成23年1月31日告示第10号)

この告示は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日告示第47号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月13日告示第14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日告示第77号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年2月17日告示第18号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

海津市長 様

代表者氏名

掲載申込者 住所  
会社・団体名  
印  
電話番号  
FAX番号

「市報かいづ」広告掲載申込書

「市報かいづ」に広告を掲載したいので申し込みます。  
なお、広告掲載にあたって、海津市広報紙掲載要綱の規定に違反しないことを約束します。

記

広告掲載号	年度 <input type="checkbox"/> 5月号 <input type="checkbox"/> 6月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 8月号 <input type="checkbox"/> 9月号 <input type="checkbox"/> 10月号 <input type="checkbox"/> 11月号 <input type="checkbox"/> 12月号 <input type="checkbox"/> 1月号 <input type="checkbox"/> 2月号 <input type="checkbox"/> 3月号 <input type="checkbox"/> 4月号
掲載規格	<input type="checkbox"/> 1枠 (縦45ミリメートル 横 85ミリメートル) <input type="checkbox"/> 2枠 (縦45ミリメートル 横170ミリメートル) <input type="checkbox"/> 1/2頁 (縦135ミリメートル 横170ミリメートル)
広告内容	別紙原稿のとおり
掲載料金	<input type="checkbox"/> 7,850円(1枠) <input type="checkbox"/> 15,700円(2枠) <input type="checkbox"/> 39,250円(1/2頁) (※別途納入)

※広告掲載については年度を記入し、掲載号と掲載規格及び料金は○で囲んで下さい。ただし、申込状況によっては、希望号に掲載できない場合があります。

※原稿(可能であればデータも添付のこと)を作成し、秘書広報課へ本申込書と一緒に提出してください。

※本申込書を受理後、掲載の可否については月毎に別途通知します。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

住所

氏名

様

海津市長

印

「市報かいづ」広告掲載許可(不許可)通知書

年 月 日付で申請のありました、「市報かいづ」への広告掲載について、下記のとおり許可(不許可)します。

記

広告掲載号	市報かいづ 月号 (No. )
掲載規格	<input type="checkbox"/> 1枠 (縦45ミリメートル 横 85ミリメートル) <input type="checkbox"/> 2枠 (縦45ミリメートル 横170ミリメートル) <input type="checkbox"/> 1/2頁 (縦135ミリメートル 横170ミリメートル)
掲載条件	7,850円 掲載料金 15,700円を 年 月 日 39,250円 までに納入すること
備 考	

(不許可の理由)

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)